第九十二条第三項	普通地方公共団体の長	広域連合の選挙管理委員会
第九十二条第四項	都道府県にあつては二箇月以内、市町村にあつては一箇月以内	二箇月以内
	地方自治法第七十四条第七項	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十一条第二項において準用する同法第七十四条第七項
	都道府県にあつては六十二日以内、市町村にあつては三十一日以内	六十二日以内
第九十二条第五項	地方自治法第七十四条第七項	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十一条第二項において準用する同法第七十四条第七項
第九十三条	都道府県に関する請求にあつては市町村ごとに、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）に関する請求にあつては区ごとに	市町村ごとに
第九十三条の二第一項	都道府県又は指定都市	広域連合
	、それぞれ、都道府県にあつては十日、指定都市にあつては五日を経過する日	十日を経過する日
第九十四条第一項	地方自治法第七十四条第五項	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十一条第二項において準用する同法第七十四条第五項
	選挙権を有する者	請求権を有する者
	五十分の一	三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）
	都道府県に関する請求にあつては十日以内、市町村に関する請求にあつては五日以内	十日以内
第九十五条の二	地方自治法第七十四条の二第一項	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十一条第二項において準用する同法第七十四条の二第一項
第九十五条の三	地方自治法第七十四条の二第五項	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十一条第二項において準用する同法第七十四条の二第五項
第九十五条の四	地方自治法第七十四条の二第六項	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十一条第二項において準用する同法第七十四条の二第六項

第九十六条第一項	地方自治法第七十四条第一項	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十一条第一項
	同法第七十四条の二第六項	同法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十一条第二項において準用する同法第七十四条の二第六項
	、都道府県に関する請求にあつては十日以内、市町村に関する請求にあつては五日以内	十日以内
	同法第七十四条第五項	同法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十一条第二項において準用する同法第七十四条第五項
	選挙権を有する者	請求権を有する者
	五十分の一	三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）
第九十六条第二項	地方自治法第七十四条の二第十項	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十一条第二項において準用する同法第七十四条の二第十項
第九十七条第一項	地方自治法第七十四条第五項	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十一条第二項において準用する同法第七十四条第五項
	選挙権を有する者	請求権を有する者
	五十分の一	三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）
	普通地方公共団体の長	広域連合の選挙管理委員会
第九十七条第二項	都道府県に関する請求にあつては五日以内、市町村に関する請求にあつては三日以内	五日以内
第九十八条第一項	普通地方公共団体の長	広域連合の選挙管理委員会
第二百十五条の四の表以外の部分中「第七十条の二」を「第七十条の二第一項」に改める。 第二百十五条の五の表第四十四条第三項の項の前に次のように加える。		
第三十七条第二項	有する者	有する者（当該解職の請求を受けている広域連合の長又はその解職請求代表者を除く。）